# 第7期事業報告 (2021年 4月 1日から) (2022年 3月31日まで) (宮城県名取市下増田宇南原無番地 仙台国際空港株式会社

# 事業報告

 [2021年 4月 1日から]

 2022年 3月31日まで]

# 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策としての緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、経済活動が大幅に制限されるなど引き続き厳しい状況で推移しました。その後もウクライナ情勢等の影響により、サプライチェーンの混乱や原材料価格の高騰など先行き不透明な状況が続きました。

当社を取り巻く事業環境は、事業年度の3分の2に当たる期間が新型コロナウイルス感染症拡大の第4波から第6波に覆われ、縮小した航空需要に合わせて航空会社が事業規模の調整を進めたため、厳しい状況となりました。

当空港の就航先都市で緊急事態宣言等が発出されたことや「東京オリンピック2020」の宮城県開催競技が観客数を制限されたことなどにより、期待されていた航空需要が大きく縮小する結果となりました。

感染者数が減少した10月から年末にかけては観光や修学旅行等による旅客数が増加、また、2022年3月16日に発生した福島県沖の地震により不通区間が生じた東北新幹線の代替手段として臨時運航した羽田便により一時的に旅客数が増加したものの、年間を通しては計画した旅客数を大きく下回ることとなりました。

当期の旅客数は165万人(前期比135.6%)と、前期(121万人)からは回復が進んだものの、事業計画(231万人)に対し71.3%、コロナ禍前(2019年度)の旅客数371万人に対しては44.4%の水準にとどまりました。

事業計画を下回る旅客数に伴う収益の落ち込みを抑えるべく、設備投資の抑制や委託業務の内製化など経費削減に努めるとともに、新規出店者の開拓、空港オリジナル商品の開発・販売、空港周辺地域住民の来港促進策などの収益向上施策を講じましたが、売上高2,285百万円(事業計画比412百万円減収)、営業損失1,200百万円(同245百万円減益)、当期純損失1,085百万円(同183百万円減益)と、何れも事業計画を下回りました。

#### (安全と保安に関する取り組み)

当社は、安全と保安が空港運営において最も重要な要素であると位置づけています。当期も、会社全体の安全管理体制の再確認、各種規程類やマニュアルの更新、訓練の実施、所要の設備投資等により、安全と保安の維持・向上に継続して取り組みました。2021年7月には空港運営の民営化から5年を経過しましたが、当期末までに当社に起因する重大事故の発生はありませんでした。当期は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返し発生するという状況下、空港運営事業の継続性を確保するため、感染症拡大防止策に引き続き注力

しました。7月からは、当社従業員をはじめ仙台空港の運営に携わる関係機関 従事者へのワクチン接種により、空港利用者の感染リスクを低減させるべく職 域接種を計画、空港ターミナルビル2階国際線出国待合室を会場に、当社産業 医および看護師ならびに関係機関の協力を得て、約1,000名に対して接種 を行いました。また、昨年に引き続き、当社従業員に対する感染症拡大防止策 を講じるとともに(リモートワーク、執務室の分散等)、専門家の助言を得な がら空港利用者に対する感染症拡大防止策を強化し(国内・国際線保安検査場 への紫外線空気殺菌器の設置、ランプバス車内の抗ウイルスコーティング実施、 国内線搭乗待合スペースの拡張、清掃ロボットの導入等)、安全と安心の確保 に努めました。

2021年10月14日、仙台空港航空機事故対処総合訓練を開催しました。 同訓練は2年に1度、空港関係機関(仙台空港事務所、空港内事業者、消防機 関、医療機関、警察機関等)の連携強化を図り、事故発生時の一連の活動の練 度を高めることを目的に行っています。今回は約160名が参加、航空機を使 用して、出動訓練、消火活動訓練、避難誘導訓練、救急医療活動訓練等を行い、 空港関係機関における活動の円滑な連携や情報共有等を確認するとともに、さ らなる防災力強化に向けた課題を共有しました。

2022年3月16日深夜に発生した福島県沖の地震では、空港震度5強の揺れを観測しました。当社は地震発生直後に総合対策本部を設置し、従業員の安全を確認するとともに空港施設の点検を行い、空港運用に必要となる滑走路・誘導路・灯火等の基本施設には運用に支障をきたす被害が無いことを確認し、翌17日朝より通常の運用を開始しました。また、仙台空港アクセス線が終日、運行を見合わせたため、バス事業者の協力を得て臨時バスの運行による代替交通手段を確保し、お客様の空港滞留を回避しました。

#### (営業活動)

当期も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初から定期路線の 運休・欠航が相次ぎ、逆風下での営業活動を強いられました。

当社は、路線維持や早期復便に向け、厳しい経営環境に置かれた航空会社各社に対して、引き続き、事務室賃料の減免や需要喚起キャンペーンなどの各種支援策を継続しました。

同時に、将来的な旅客の回復・増加を見据えた準備も進めました。宮城県・名取市・岩沼市と取り組んできた「仙台空港の運用時間24時間化」に関する昨年度末の地元同意、所管官庁への手続きを経て、2021年7月1日から空港運用時間は30分延長(7時30分~22時)となりました。この延長枠を活かし、松山線(1往復/日)が新規に就航しました。

しかしながら、旅客数全体としては目標とした水準にまで回復するには至らず、国内線旅客数は165万人(事業計画比71.9%)、国際線は復便が実現に至らず、旅客数合計は事業計画比71.3%に終わりました。

新型コロナウイルス感染症収束の見通しは不透明ですが、ワクチンや治療薬の普及、また、国による国際的な人の往来再開に向けた措置に伴う仙台空港における国際線の復便を想定し、既存路線の早期再開に加え、関係自治体等と連

携した新規路線の誘致、国際線の受入態勢の整備に取り組んでまいります。

貨物事業につきましては、当期の取扱貨物数量は国内貨物1,848トン(事業計画比2,834トン減少)、国際貨物797トン(同20トン増加)、貨物量合計で2,645トン(同2,814トン減少)となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け厳しい結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大で旅客需要の低迷が続く一方で、 経済活動の再開やサプライチェーンの維持という観点から堅調に推移する国際 貨物需要に着目し、当社も貨物便を誘致すべく営業活動を続けました。当期は 誘致の実現には至りませんでしたが、旺盛な貨物需要を取り込むべく、来期も 引き続き荷主ニーズに合わせた付加価値の高い提案を続けてまいります。

#### (空港設備等)

2020年4月に施行された改正健康増進法をきっかけに「望まない受動喫煙の防止」に対する社会的要請が高まるなか、たばこの煙やにおいの心配の少ない健康的な空港づくりを目指し、国内線搭乗待合室内の既存の喫煙室を廃止し、加熱式たばこ専用室を新設、2022年1月14日より供用開始しました。廃止した既存の喫煙室は、新型コロナ感染症対策の一環として、国内線搭乗待合室の拡張スペースとして2022年3月29日から供用開始しています。

また、同スペースの一部を活用し、東北の特産品を展示するスペースを新設しました。同スペースに展示する東北の食、雑貨、工芸等、東北の企業や団体の商品やサービスを、航空機への搭乗を待つお客様にご覧いただき、触れていただきながら、その場でECサイトを通じて購入することができるサービスを2022年4月から開始しています。

空港施設に係る顧客サービスの品質確保・向上を目指して2021年1月に認証を取得したISO9001による品質マネジメントシステムの運用状況について、定期的な内部監査を実施するとともに、外部機関によるサーベイランスを受け、当社の品質マネジメントシステムが適切に運用されていることを確認しました。構築した品質マネジメントシステムを効果的に運用し、顧客サービスの品質向上と安全・安心で快適な空港体験をお届けできるよう努めてまいります。

## (仙台空港民営化5周年に関する取り組み)

当社は、2021年7月1日に空港の運営開始から5年を迎えました。

5年間のご支援に対する感謝の意を込め、7月1日から2週間、旅客ターミナルビルにおいて「民営化5周年アニバーサリーフェア」を開催しました。直営売店での期間限定の特別提供品や日替わり目玉品の販売、催事での地元有名店の商品販売、各就航先の土産品販売、館内レストランでの特別メニュー提供などを行い、多数のお客様にご利用いただき、盛況のうちにフェアを終えることができました。

また、2021年6月29日に「記者懇談会」を開催しました。当日は、参加いただいた在仙メディアを中心とした新聞・テレビ・通信社の記者の方々に、

5年間の取り組みと今後の展望に関する説明を行った後、空港を案内しながら 経営陣と記者との間で意見交換を行いました。

これらのイベントを機としたマスコミとのリレーションを通じて、仙台空港のPRや地域社会とのコミュニケーションをより一層深めてまいります。

#### (2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

# (3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、旅客ターミナルビルリニューアル増築棟工事、B滑走路及びB2,C1・C2誘導路舗装更新工事等により1,102百万円となりました。

# (4) 対処すべき課題

当社は新型コロナウイルス感染症の拡大による旅客数の大幅な減少により業績が悪化し、3期連続で最終損益が赤字計上となりました。2022年度は悪化した業績からの脱却を目指し、企業としての自立と安定した経営基盤を築くことを最重要課題として取り組んでまいります。

そのために、国内線は、計画路線の確実な運航と搭乗率の上昇に取り組み、航空会社に対する各種支援策の継続によって新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻すことを目指します。また、国による国際的な人の往来再開に向けた措置に伴う仙台空港における国際線の復便を実現するための諸施策に着実に取り組みます。これらの結果、旅客数は334万人(国内線328万人、国際線6万人)を目標とします。

同時に、お客様が安心して空港を利用できるよう引き続き感染症拡大防止策に取り組むとともに、利便性の向上と魅力ある売り場づくりにも注力します。

世界的なカーボンニュートラルへの流れを背景に本年2月に目標設定がなされた我が国における空港の脱炭素化に対しては、当社が取り組むべき温室効果ガス排出量削減策等の検討を本格化させ、持続可能な社会への貢献を目指します。

# (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

	第 4 期	第 5 期	第6期	第7期(当期)
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)
売上高	5,506 百万円	5,746 百万円	2,472 百万円	2,285 百万円**
当期純利益または 当期純損失(▲)	135 百万円	▲42 百万円	▲1,514 百万円	▲1,085 百万円
1株当たり当期純利益 または当期純損失(▲)	2,650.07 円	▲841.20 円	▲29,670.15 円	▲21,262.52 円
純資産	8,292 百万円	8,249 百万円	6,735 百万円	5,688 百万円
総資産	13,684 百万円	13,372 百万円	11,434 百万円	11,368 百万円

※2021 年度より「収益認識に関する会計基準」を適用し純額表示となっております。

#### (6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・空港周辺の航空機の騒音対策
- ・空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- 不動產賃貸、物品販売等
- ・航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- 駐車場運営

# (7) 事業所の所在地及び従業員の状況

①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

# ②従業員の状況

従業員数 151名

#### (8) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の議決権株式を 42.00%保有しています。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2.会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規程に則り、親会社等との取引に関しては、 株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件 等の内容の適正性をその他事業者との比較等から慎重に検討して決 定しています。

また、取引に係る意思決定は当社独自の基準に基づき行っています。

# ②子会社の状況

当社の子会社はありません。

# (9) 主要な借入先及び借入額(2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
宮城県	2,613,330 千円
株式会社七十七銀行	1,000,000 千円
国土交通省	345, 235 千円

# 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

①発行可能株式総数
 200,000株
 内訳 普通株式
 60,000株
 A種優先株式
 140,000株
 ②発行済株式の総数
 169,960株
 内訳 普通株式
 51,030株
 A種優先株式
 118,930株

③株主数 内訳 普通株式 7名

A種優先株式 4名

# ④株主

₩ → Ø		<b>性性以</b> 蒙		
株主名	普通株式	A種優先株式	合計	持株比率
東急株式会社	21,432 株	35, 679 株	57,111 株	33.60%
前田建設工業株式会社	15,309 株	35,679 株	50,988 株	30.00%
東急不動産株式会社	4,592 株	35,679 株	40,271 株	23.69%
豊田通商株式会社	8,164 株	11,893 株	20,057 株	11.80%
株式会社東急エージェンシー	511 株	_	511 株	0.30%
東急建設株式会社	511 株	_	511 株	0.30%
株式会社東急コミュニティー	511 株	_	511 株	0.30%
合計	51,030 株	118,930 株	169,960 株	100.00%

<sup>(</sup>注) 持株比率は、普通株式の総数と、発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

# 3. 会社役員に関する事項

# (1) 取締役及び監査役に関する事項(2022年3月31日現在)

`		~ <i>/</i> _						722年3月31日先生
	地		位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
	取紹 (代表	帝役社 長取紹	•	鳥	羽	明	門	
	取	締	役	谷	内	克	行	空港運用部長
	取	締	役	岡	﨑	克	彦	航空営業部長
	取	締	役	前	B	3	基	管理部長
	取	締	役	髙	橋	和	夫	東急㈱ 代表取締役社長
	取	締	役	東	Ц	1	基	前田建設工業㈱ 常務執行役員 経営革新本部 副本部長
	取	締	役	池	Þ	7	敬	東急不動産㈱ 取締役常務執行役員
	常勤	助監査	至役	小	野 🗧	产雄	_	
	監	查	役	氏	家	照	彦	㈱七十七銀行 代表取締役会長 仙台空港鉄道㈱ 取締役
	監	査	役	西	П	義	郎	前田建設工業㈱ 経営革新本部 事業ファイナンス部 部長
	監	査	役	高	木	克	典	東急㈱ 監査役会事務局 参与

- 注1. 取締役東山基氏、取締役池内敬氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役 であります。
- 注2. 監査役小野寺雄一氏、監査役氏家照彦氏、監査役西口義郎氏は、会社法第2条 第16号に定める社外監査役であります。
- 注3. 監査役小野寺雄一氏は地元有力企業において、監査役西口義郎氏はインフラストラクチャーのコンセッション企業おいて、それぞれ財務・会計部門のマネジメント職の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注4. 2021年6月25日をもって、監査役千田三郎氏、監査役鷺徳次氏は、辞任 により退任いたしました。

# (2) 取締役および監査役の報酬等の額

# ①報酬等の総額および員数

区分	員数(名)	報酬等の額 (千円)
取締役	1	11,880
(うち社外取締役)	(-)	(-)
監査役	3	9,840
(うち社外監査役)	(3)	(9, 840)
計	4	21,720
μl	(3)	(9, 840)

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、 29,880 千円を支給しています。

# ②報酬等に関する株主総会決議に関する事項

当社では、取締役および監査役の報酬等の額は株主総会の決議により、それぞれ以下のとおり定めております。

	取締役の報酬等の額	監査役の報酬等の額
当該株主総会決議の日	2018年6月22日	2017年6月23日
	定時株主総会	定時株主総会
当該定めの内容 (概要)	取締役の報酬等の額を年	監査役の報酬等の額を年
	額 50,000,000 円以内と	額 13,000,000 円以内と
	定める。	定める。
	各取締役に対する具体的	各監査役に対する具体的
	な金額等は、取締役会の	な金額等は、監査役の協
	決議による。	議による。
	なお、取締役の報酬等の	
	額には、使用人兼務取締	
	役の使用人分給与は含ま	
	ない。	
当該定めに係る	7名	3名
会社役員の員数**	1 名	3 名

<sup>※</sup>当該定めに係る会社役員の員数は、当該決議時点であります。

#### ③各会社役員の報酬等に額の決定の委任に関する事項

各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役に その具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏 まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、 職責等に応じて決定する。

# (3) 社外取締役および社外監査役に関する事項

# ①重要な兼務先と当社との関係

地位	兼職状況	当社と当該他の
氏名		法人等との関係
取締役	前田建設工業㈱	同社とは工事発注等の取引
東山 基	常務執行役員 経営革新本部 副本部長	関係があります。
取締役	東急不動産㈱ 取締役常務執行役員	重要な取引その他の関係は
池内 敬		ありません。
監査役	㈱七十七銀行 代表取締役会長	同社とは資金借入の取引が
氏家 照彦		ありますが、一般取引と同
		様の条件であります。
	仙台空港鉄道㈱ 取締役	同社とは土地の賃貸借契約
		を締結しております。

# ②社外取締役および社外監査役の活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役	就任後に開催された取締役会の全てに出席し、当社の経営に対
東山 基	し、インフラストラクチャーのコンセッション企業における役
	員としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいて
	おります。
取締役	当期中に開催された取締役会の全てに出席し、当社の経営に対
池内 敬	し、大手デベロッパー企業の取締役としての経験に基づき、適
	宜必要な意見を述べていただいております。
監査役	就任後に開催された取締役会・監査役会の全てに出席し、当社
小野寺 雄一	の経営に対し、地元有力企業における常勤監査役としての経験
	に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役	当期中に開催された取締役会全4回のうち3回に、監査役会全
氏家 照彦	5回のうち4回にそれぞれ出席し、当社の経営に対し、金融機
	関における経験および企業経営者としての経験に基づき、適宜
	必要な意見を述べていただいております。
監査役	就任後に開催された取締役会・監査役会の全てに出席し、当社
西口 義郎	の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセッション企業
	における財務・経理部門のマネジメント経験に基づき、適宜必
	要な意見を述べていただいております。

# (4) 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役小野寺雄一氏、社外監査役氏家照彦氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

# (1)会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

# (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

# ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,200千円

# ②監査役会が同意した理由

監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、その内容・必要日数等について、監査の品質の確保および独立性の確保等の観点から検討した結果、妥当と判断して同意いたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

# (4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

#### (5)解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断 した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

#### (1)決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付 取締役会により決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
  - ・全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施 し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲 罰規程に基づき厳正に処分する。
  - ・取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング(内部監査) を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違 反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
  - ・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
  - ・反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関 と緊密に連携を持ちながら対処する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は 廃棄する。
  - ・保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング(内部監査)担当者 により随時に閲覧できる体制をとる。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
  - ・各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアル の作成・配布並びに研修・訓練を実施する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
  - ・経営会議·常勤役員会を定期的に開催し重要事項に係る意思決定を迅速に 行う。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事 考課及び人事異動については監査役と事前協議する。

- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - ・監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
  - ・監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい 損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に 報告する。
- ⑦監査役の職務の執行について生じる費用等に係る方針
  - ・監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議 のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対 応する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

# (2) 体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた施策に従い、その基本方針に基づき、規程類の整備に関する会議等の開催を行うとともに、その運用の状況については、決議した基本方針に基づき、上記に掲げた施策を実行するとともに、各部門による日常のセルフモニタリングと管理部門による定期的なモニタリングにより実施状況の確認と必要な場合の是正をしています。